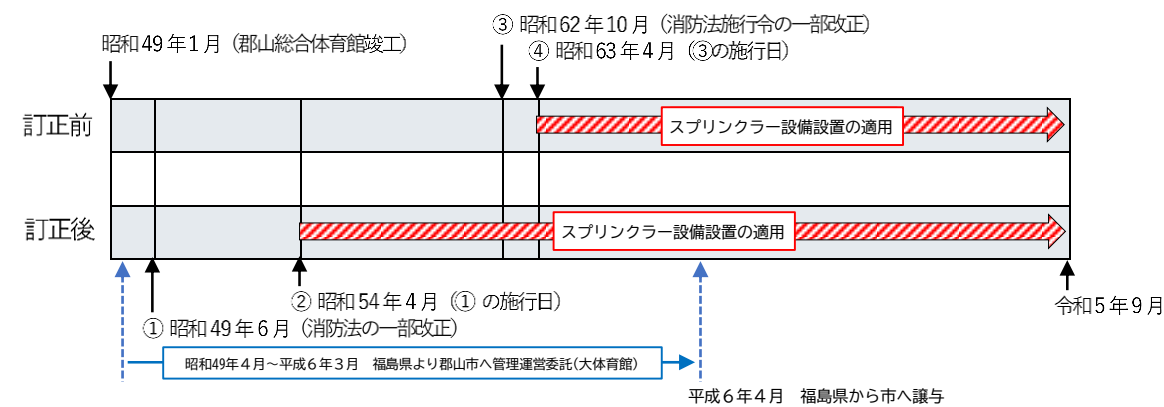


## 訂正概要

### 【スプリンクラー設備の遡及適用日】

＜訂正前＞ **昭和63年4月1日**  
消防法施行令第12条第1項第3号の改正（昭和62年10月）に伴い、建物全体にスプリンクラー設置が必要となる。

＜訂正後＞ **昭和54年4月1日**  
昭和49年6月の消防法改正（※）により、既存建物に消防用設備等の設置基準が遡及適用となる。（消防法第17条の2第2項第4号）  
※施行は昭和54年4月1日（附則第4項）



### 【訂正理由】

昭和49年6月の消防法の一部改正（昭和49年6月1日法律第64号）公布時に自治省消防庁から発出された「消防法の一部を改正する法律について」（昭和49年6月25日付け消防予第91号消防安第66号。以下「通知」という。）により、消防用設備等の設置基準が既存建物に遡及適用（消防法第17条の2第2項第4号）されるのは、現実に法令又は条例の制定又は改廃が行われた場合と解釈し、昭和49年6月の消防法の一部改正後に郡山市総合体育館がスプリンクラー設備義務となる根拠条文が改正となった、昭和62年10月の消防法施行令改正（施行日：**昭和63年4月1日**）時を遡及適用日として判定していた。

一方、消防法の一部改正（昭和49年6月1日法律第64号）附則第4項には、**昭和54年4月1日**において現存する不適格特定防火対象物に係る消防用設備等については、現行の消防法第17条の技術上の基準に関する規定を遡及適用するものとしており、上記通知との齟齬が生じたため庁内で遡及適用日の解釈について再検討するとともに、総務省消防庁に照会した上で、郡山市総合体育館のスプリンクラー設備に係る遡及適用日を「昭和54年4月1日」に変更するもの。

## スプリンクラー設備の経過（消防法施行令第12条関係）

- 1 【昭和47年7月 着工】  
「舞台部（ステージ）への設置」に該当（令第12条第1項第1号）
- 2 【昭和47年12月 消防法施行令一部改正（施行日：昭和48年6月1日）】  
「平屋建以外の防火対象物で、自治省令で定める以外の部分の床面積の合計が6,000㎡以上のもの（令第12条第1項第2号）」に設置義務追加 →新築工事中は不遡及
- 3 【昭和49年1月 竣工】  
「舞台部（ステージ）への設置」のみで適法
- 4 【昭和49年6月 消防法一部改正】  
消防用設備等の設置基準の既存建物への遡及適用（消防法第17条の2第2項第4号）  
対象：特定防火対象物（(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ）  
**施行日：昭和54年4月1日**  
⇒**遡及適用**（消防法施行令第12条第3号平屋建以外の防火対象物で、自治省令で定める以外の部分の床面積の合計が6,000㎡以上）に該当  
∴**建物全体にスプリンクラー設備の設置が必要**

## 査察経過

※査察：消防法第4条に基づき建物全体について防火管理状況や消防用設備等の設置維持管理状況を検査

- 1 昭和50年から14回立入検査実施（最終立入検査：平成22年1月29日 指摘事項無し）  
・ 消防法違反のある防火対象物や病院・社会福祉施設等の防火対象物への査察を重点的に実施
- 2 舞台部以外の箇所へのスプリンクラー設備の設置についての指導歴無し

## 改修に伴う消防検査

※消防検査：消防法第17条の3の2に基づき消防用設備等の設置状況を検査

- 1 平成25年3月6日：震災復旧及び耐震改修のためスプリンクラーポンプ、ヘッドの更新に伴う消防検査実施
- 2 平成29年3月22日：震災に伴うスプリンクラー設備配管損傷の改修のため消防検査を実施

## 整備事業に対する今後の指導方針

- 1 消防法施行令第12条第1項第4号により、建物全体にスプリンクラー設備の設置を指導する。
- 2 大体育館については、高天井10m超のため放水型ヘッドの設置が必要  
⇒主として競技を行うために使用する場合は、令第32条の特例基準を適用（要件有り）し、当該部分の設置を免除
- 3 観客席について、スプリンクラーヘッド取付面の高さが8m以上の箇所は免除可能